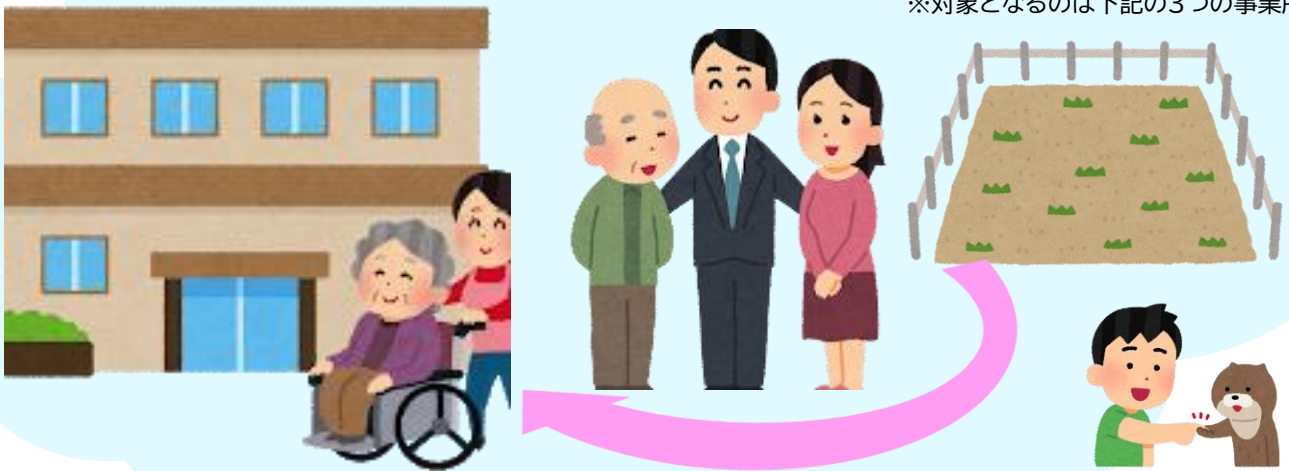


令和4年度 横浜市受託事業

横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業

とち ふくし ゆうこうかつよう
あなたの**土地**を高年齢者**福祉**※へ**有効活用**しませんか

※対象となるのは下記の3つの事業所です。



横浜市内の土地建物を高年齢者福祉に活用したいオーナー様と
横浜市内で地域密着型事業所を開設したい運営法人とのご縁をつなぐ事業です。

横浜市では、よこはま地域包括ケア計画(第8期横浜市高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)に基づき、介護保険制度の地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高年齢者グループホーム)の事業所の整備を促進しています。

これらは、高年齢の方が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためにとても重要な施設ですが、整備の進んでいない地域があるのが現状です。

本事業は、高年齢者福祉への土地有効活用を希望する土地所有者等と、事業所開設を希望する運営法人をマッチングし、整備を推進することを目指しています。

ご興味ご関心がございましたら、ぜひ、土地情報、運営法人情報のご提供を「(一社)かながわ福祉居住推進機構」までお寄せいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

マッチング対象者

- 横浜市内に所有する土地等を地域密着型サービス事業所(下記対象事業)に有効活用したい方
- 横浜市内で地域密着型サービスの事業所(下記対象事業)を開設希望の運営法人

対象となる事業所

- 小規模多機能型居宅介護事業
- 看護小規模多機能型居宅介護事業
- 認知症対応型共同生活介護事業
(認知症高年齢者グループホーム)

参加費用

本事業のセミナー、見学会へのご参加、ご相談、
マッチング費用は無料です。

事業の内容

- マッチングセミナー(市内で延べ6回開催)
市内の整備状況、マッチング事業の流れなど
- 事業所見学会(3回実施の予定)
小多機、看多機、グループホームを実際に見学
- 個別相談会(随時受付)
土地を活用したい。運営者を紹介してほしい。
事業を開設する土地を紹介してほしい。
- 税務相談
税理士が相談に応じます。
- マッチング
土地と運営法人を繋げます。

お問い合わせ

一般社団法人 かながわ福祉居住推進機構

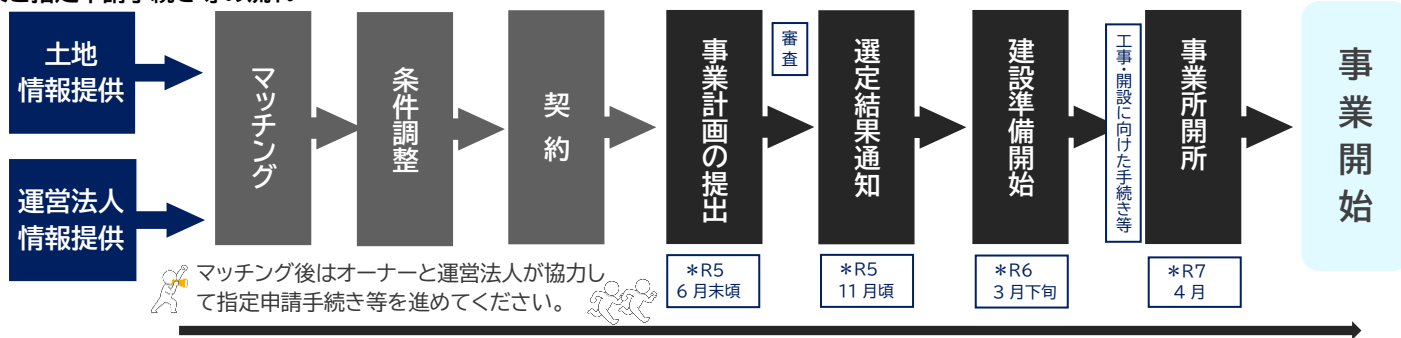
〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階
TEL: 045-264-4784 (水曜除く平日10時~16時)
FAX: 045-264-4785
メール: kanaju@kanaju.xsrv.jp
HP: <https://www.kanaju.org/>



かながわ福祉居住推進機構



本事業と指定申請手続き等の流れ



地域密着型サービスってなに？



*R5年度に行う公募の例

高齢者が可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするために、提供される介護サービスで、横浜市に住所のある方(横浜市被保険者)のみが利用できます。

この事業では地域密着型サービスのうち「小規模多機能型居宅介護事業」「看護小規模多機能型居宅介護事業」「認知症対応型共同生活介護事業」の3事業について、土地等の有効活用を目指しています。

●小規模多機能型居宅介護事業

要介護・要支援の認定を受けた方が、家庭的な雰囲気の中、「通所」を中心に「訪問」や「泊り」で介護を受けるサービスです。「訪問」や「泊り」もなじみのあるスタッフからサービスを受けるため、安心感があります。

●看護小規模多機能型居宅介護事業

要介護の認定を受けた方が利用できる、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスです。

●認知症対応型共同生活介護事業(認知症高齢者グループホーム)

要介護・要支援の認定を受けた認知症の方が、家庭的な雰囲気の中、5～9人で共同生活を送りながら入所による日常生活の介護を受けるサービスです。居室(原則個室)・居間・食堂・浴室などがあり、家事をスタッフと一緒にするなど役割を持つことで、認知症の進行を緩和し、安心して日常生活が送れることを目指します。

Q&A



Q 土地はどれぐらいの面積が必要？

前面道路や、建築可能な面積にもよりますが、概ね500～700㎡位が目安になります。

Q 市街化調整区域の土地でも設置できる？

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は一定の基準に合致すれば可能です。

Q 実際の活用までどれぐらいかかるの？

事業所を運営する法人は、公募により選定します。運営法人が立てた事業計画を横浜市が審査し、計画が選定されて初めて事業所の建設を行うことができます。公募への応募から実際の開設までは約2年間の期間を要します。

例：R5.6月末頃 計画提出締切 → 審査期間 → R5.11月頃選定結果 → R6.3月下旬建設準備開始 → 工事・開所に向けた手続き → R7.4月開所

Q 開設に係る補助金は？

事業所の開設にあたり、運営法人又は土地所有者等(オーナー)への整備費の補助制度(1事業所あたり上限 3,360万円)と、運営法人対象の開設準備経費の補助制度(1事業所あたり 83万9千円×定員)があります。条件や注意事項がありますので、詳細は横浜市健康福祉局介護事業指導課発行の「建設の手引き」をご確認ください。

Q どんな土地でもいいの？

高齢者の安全性を確保するため、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、洪水・内水の浸水想定区域に該当する場合は事業所には適しません。

Q 売却と賃貸どちらの需要が多い？

建物を賃貸を希望されている運営法人が多くなっています。

Q マッチングした後はどうなるの？

土地建物所有者(オーナー)と運営法人双方で条件調整をし、契約となります。横浜市への指定申請手続きは運営法人が行いますが、土地建物所有者(オーナー)が補助金申請をご希望される場合は、横浜市と運営法人との事業者ヒアリングに、土地建物所有者(オーナー)にもご出席いただきます。

その他 注意事項

※ ご提供いただいた情報は、当機構の個人情報保護方針に基づき厳重に管理し、本事業の運営のために適切に取扱います。

※ 紹介いただいた対象地に事業所の建設が可能かどうかは、運営法人に調査・確認を行っていただきます。

※ 事業所の開設にあたっては、運営法人の事業計画が横浜市の審査を受け選定される必要があります。

※ 契約にあたっては、土地所有者等(オーナー)と運営法人にて条件を調整していただきます。

※ 立地条件によっては開設に応募できない土地がございますので予めご承知おきください。

※ 詳細は横浜市健康福祉局 介護事業指導課発行の「建設の手引き」をご確認ください。

事業受託期間

令和4年6月1日～
令和5年3月31日

※受託期間外は、横浜市健康福祉局介護事業指導課 整備担当あて、お問い合わせください。電話:045-671-3414 FAX:045-550-3615